

関係各団体の長 様

埼玉県総務部契約局入札企画課長
埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領の制定について（通知）

建設関連産業においては、ベテラン技術者の高齢化が進展するとともに若手技術者が減少し、技術・技能の継承が困難となりつつあります。

そのため、ベテラン技術者と若手技術者を複数配置することにより若手技術者の育成・支援を行う「埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領」を制定したので参考に通知します。

併せて、貴団体における会員各位に周知くださるようお願いいたします。

なお、技術者複数配置を選択する場合は、中間前金払制度と同様に契約前に「主任（監理）技術者の複数配置届出書」を提出してください。

- ・『埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領』及び届出書のホームページ掲載場所
建設管理課 技術管理例規集

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doboku-gijutu-reikisyu.html>

担当：総務部契約局入札企画課
(契約約款に関すること)

企画・公共調達改革担当 見留、日比野
電話 048-830-2734

担当：県土整備部建設管理課
(技術者複数配置に関すること)

技術管理担当 田中、坂田、宮寄
電話 048-830-5201

建築技術・積算担当 祝、石田
電話 048-830-5191